

仕様書

1 事業名

ボートレース尼崎オリジナルグッズ製作業務

2 業務目的

本業務で企画・製作したオリジナルグッズを販売し、お客様満足度のさらなる向上を図っていくことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日～令和6年10月31日（木）

4 提案上限額金額

1,734,700円（消費税額含む）

※本仕様書の業務を実施するための一切の経費を含む。

5 業務内容及び企画条件等

(1) オリジナルグッズの企画・製作業務

ア ボートレース尼崎オリジナルキャラクター3種を活用したオリジナルグッズの企画・製作を3点以上提案すること。デザインに使用するキャラクターは単体使用も可能とする。また、1つの製作物に対し複数のデザインを提案する場合は、製作物を1点として取り扱う。

イ オリジナルキャラクターのカラー及びポーズ指定は、別添「キャラクターマニュアル」を参照すること。ただし、バリエーションを求めることから、特にポージングについては新たなデザインを作成することが望ましい。

また、他キャラクターとのコラボレーションは本件には含めない。

ウ 新たに作成したキャラクター素材の著作権は、本市に帰属にするものとし「aiデータ」等で提供すること。

エ ターゲット層はボートレースコアファンもしくは Moovi 利用者等の子どもを想定することから、ターゲットングに応じた製作内容としデザインを決定すること。

オ 製作単価を参考に販売価格を決定するため、エのターゲット層に馴染まない極端に高価なものは本件に含めず、また提案内容が同一の販売価格帯にならないようにすること。

カ 次の条件に該当するオリジナルキャラクターぬいぐるみは既に本市で製作しているため本件に含めない。ただし、条件に該当しないものであれば提案を拒むものではない。

(ア) キャラクター3種の各単体のぬいぐるみ（基本ポーズ）

(イ) サイズ ・H38×W36×D27 ・H19×W17×D13 ・H13×W12×D9

キ 製作個数は200個以上とする。

ク 納品期日は、令和6年10月31日（木）とする。

ケ 製作物は個別でOPP袋（無地透明）に包装すること。

コ 製作物の使用に関して、対象年齢や注意事項または警告がある場合は、表示のためのタグ等を包装するビニールに記載等すること。

サ サンプル品の製作回数は1回以上とし、デザイン修正は2回以上を設定すること。

(2) オリジナルショッピングバッグ等の企画・製作業務

ア 購入時のショッピングバッグ及びシヨップシールを各1点以上企画・製作すること。

イ デザインは、購入されたお客様が持ち歩くことでボートレース尼崎の宣伝効果を担うものとする。また、ボートレース尼崎ロゴ及びマスコットキャラクターを活用すること。

- ウ ショッパーバッグのサイズは A4 サイズ相当を含めること。素材は問わないが、購入者には無料で提供を前提とするため、レジ袋有料義務条件の対象外のものを提案すること。
- エ ショップシールの素材及びサイズは問わない。ただしロールタイプを採用すること。
- オ ショッパーバッグの製作個数は 1,000 枚以上とし、ショップシールは幅 15m×20m 巻き以上を 10 個以上とする。
- カ 納品期日は、令和 6 年 10 月 31 日（木）とする。

(3) 広報宣伝ツールの製作業務

ボートレース尼崎では令和 6 年 11 月 10 日（日）からグッズ販売事業を開始する。開始にあたって、事前にボートレース尼崎来場者に広報宣伝を行うため、効果的な広報ツールを提案し制作すること。

ア ボートレース尼崎公式 HP にてオリジナルグッズの紹介ページを別途作成するため、上述の(1)で作成した製作物の素材を提供すること。

イ 制作物は、グッズ販売開始の告知と開始以降に汎用的に使用できるデザイン 2 種とし、それぞれ静止画（H1920×W1080）を含めること。

ウ イで作成したデザインは以下の媒体で使用予定である。

- (ア) ボートレース尼崎オフィシャルホームページ
- (イ) ボートレース尼崎オフィシャル SNS（Instagram・X・Facebook・Youtube）
- (ウ) Mooovi あまがさき SNS（LINE・Instagram）
- (エ) ボートレース尼崎出走表
- (オ) ボートレース尼崎場内デジタルサイネージ

エ 制作物は、加工できる状態で納品するとともに、その著作権については、本市に帰属するものとする。

オ 納品期日は令和 6 年 10 月 24 日（木）とする。

カ 上記の他、効果的な広報ツールがあれば別途提案すること。

(4) 追加製作業務

ア (1)及び(2)の製作物は令和 9 年度 3 月末までの 3 年間に限って、受託者に追加の発注を行う場合があるため、再製作に必要な金型や版型を保管すること。3 年間の経過後は、再製作に必要な一切のものを尼崎市に納品すること。

イ 追加発注に必要な条件がある場合は、提案書に記載すること。（最小ロット・製作期間等）

6 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に支払う

7 契約保証金の納付について

尼崎市公営企業局契約規程の規定により準用する尼崎市契約規則第 32 条に該当するため、契約保証金の納付は免除する。

8 準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。

- (1) 尼崎市財務規則（尼崎市公営企業局会計規程）
- (2) 個人情報保護法等その他関連法令及び条例

9 法律の厳守等

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を

發揮するとともに、委託者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- (2) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は、利用してはならない。

10 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を 除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

11 その他

- (1) 事業実施に当たっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q&A等及び委託者の指示に従いながら進める。
- (2) 委託者は、事業の実施状況について、報告を求めることができる。
- (3) 製作物及び運営全般の準備スケジュールを企画提案書に盛り込むこと。
見積書には、提案したグッズの原価を記載すること。
- (4) ポートレース尼崎ロゴ及びマスコットキャラクターの素材データは、当該業務である「ポートレース尼崎オリジナルグッズ製作業務」にかかる書類審査応募用紙を提出した事業者で、申し出に応じて支給する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の間で協議し、決定するものとする。

12 問い合わせ先

尼崎市公営企業局ポートレース事業部 開催運営課（担当：阪野・谷盛）

電話 06-6419-3181

アドレス：ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp

以上